

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	保険年金課
委託業務名	MICJET 国保システム 令和 8 年度税制改正対応業務
委託業務場所	大津市御陵町 3 番 1 号
概要	令和 7 年度税制改正により、物価上昇局面における税負担の調整の観点から、給与所得控除の最低保障額の引き上げや特定親族特別控除が創設される。 当該制度改正に対応するため所要のシステム改修を行う。
契約期間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 7 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
契約金額	10,368,160 円
契約の相手方	[所在地] 京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町 1 [名称] 富士通 Japan(株) 関西・中部公共ビジネス統括部 (京都)
契約相手方の選定理由	MICJET 国保システムは、システム製造開発業者である富士通(株)から事業移管された富士通 Japan(株)関西・中部公共ビジネス統括部 (京都) がソフトウェアの知的財産権を有しており、ソースコードが公開されていないことなどから、当該システムのプログラム改修業務は、当該業者しか実施できないため。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。